



議案第六十四号

三朝町営テニスコート新設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年六月十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年六月十五日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 工 事 名 三朝町管テニスコート新設工事
- 二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字本泉地内
- 三 契約の相手方 鳥取県東伯郡赤碓町赤碓七六八番地二
馬野建設株式会社 代表取締役社長 馬 野 勇
- 四 契 約 金 額 七八、〇〇〇、〇〇〇円
- 五 工事完成期限 昭和六十年一月十日
- 六 契約締結の方法 指名競争入札